

います。私が出した75%ではありません。長井市が、いや、25%も要らない、15とか20だということであれば、それは私が、いや、75でないといかんとかというような数字ではないことはもちろんでありますし、レッドラインという言葉が適切でないということであれば用語論として時間を割いて議論することではありませんので、その辺のところは適正な言葉に置きかえることは何ら異議はございません。

○佐々木榮七委員長　ここで暫時休憩いたします。再開は3時20分といたします。

午後 3時02分 休憩

午後 3時20分 再開

○佐々木榮七委員長　休憩前に復し、会議を再開いたします。

高橋孝夫委員の総括質疑

○佐々木榮七委員長　次に、順位3番、議席番号11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員　私は、長井市の行財政運営が市民生活の向上につながることを祈りながら総括質疑を行います。通告をしております2点につきまして質問申し上げますので、明快な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思います。特にかなり高度な議論を聞いた後ですが、私の質問に対してはかみ合うような答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

質問の第1は、自治公民館活性化事業補助金の考え方と今後の方向について教育長と中央公民館長に伺います。

私は、この間自治公民館に対する補助のあり方については何回か質問をさせていただいております。特に自治公民館に対する補助金の中身、内容が旧来は活動費補助ということになっておったわけですが、それが活性化事業補助というふうに変更されてからはその質問の度合いも増してきたと考えています。今回は、この間申し上げてまいりましたことも含めてお伺いをしたいと思います。

第1点目は、広報ながいへの掲載記事のねらいについて中央公民館長にお伺いいたします。

9月1日付広報ながいに「自治公民館活性化事業補助金をご活用ください」と題して次のような内容が掲載をされました。市では、地域に住む住民がみずからの手によって地域の活性化事業に取り組むために自治公民館活性化事業補助金を交付しています。地域づくりは終わりのない活動です。やれることから、やれる地域から始めて、地域全体が元気になれるようにぜひご活用くださいという内容であります。平成15年度からこの自治公民館の活性化事業補助金、申し上げましたように変わったわけですが、今回のように年度途中で再募集みたいな格好ですというのは初めてではないかと私は感じます。こういった趣旨で、どういうことをねらってこの広報ながいに掲載をされたのか、お聞かせをいただきたい。

○佐々木榮七委員長　寺島吉昭中央公民館長。

○寺島吉昭中央公民館長　それでは、高橋委員のご質問にお答えしたいというふうに思います。

今、高橋委員の方から9月1日号の広報ながいに掲載しました、平成18年度の自治公民館活性化事業の補助金についてご活用くださいというふうな記事を掲載させていただいたところで、記事の内容につきましては、先ほど高橋委員からも話ありましたように、この記事につきましては活性化事業補助金の交付要綱の目的に掲げておるものでございます。

そこで平成18年度の自治公民館活性化事業補助金につきましては、5月8日に、連休明けに申請を締め切りさせていただいたところです。この段階で、年度初めということもありまして16団体から申請がありまして、補助金額にしまして93万4,000円ほどというような第1段階での補助額になっております。その時点でまだ予算的に余裕がありますので、補助金の有効活用をしていただくというようなことで5月15日に開催いたしました市の分館連絡協議会の総会、または6月22日に開催しました新任分館長・主事研修会の席上においても補助金の追加申請についてご説明を申し上げて、ぜひ有効活用をしていただきたいと申し上げてきております。欠席者等もおりましたので、さらに周知を図るために今回9月1日号の広報ながいを通じましてさらに周知を図ってご活用いただきたいと思ひまして掲載させていただいたところでございます。昨年までですと年度初めの5月の連休明けの1回だけの締め切りであったわけですけれども、なかなか年度初めですと分館長さんがかわられて事務手続等もスムーズにいけないというようなことなどもありまして、今回第1次募集ではまだ予算的に余裕があるということで、9月末日をめどに2次募集をさせていただいたというようなことでの広報ながいに載せていただいたというようなことでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思ひます。

○佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 そうのことだと思ひます。

ちょっとお聞きしますが、これ配布してそんなにまだたたないわけですが、追加応募というのはあったんですか。

○佐々木榮七委員長 寺島吉昭中央公民館長。

○寺島吉昭中央公民館長 第1次募集で募集期日が5月8日というようなことでしたので、それ以降、先ほど申しあげましたように分館連の総

会とか館長・主事研修の席にもお話ししておりますので、この掲載記事が載る前までには二、三の分館の方からお問い合わせがありまして、ぜひ2次募集に申請をしたいというふうな問い合わせなどもいただいておりますのでございます。

○佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 当初予算に対してまだすき間があるということで、こういう2次募集という格好になったわけですが、そういう意味では不用額を出さない取り組みというふうになるわけで、それはそれで私は納得したいと思ひます。

第2点目ですけれども、この間の自治公民館活性化事業補助金の利活用状況についてお聞きをしたいと思ひます。

平成15年度から始まったわけですが、今年度まで、今年度は先ほど16件というお話があったわけですけれども、件数と金額についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○佐々木榮七委員長 寺島吉昭中央公民館長。

○寺島吉昭中央公民館長 お答えいたします。

この自治公民館活性化事業補助金につきましては、平成15年度から創設されて、ことしで4年目を迎える補助制度でございます。

初年度の15年度につきましては、先ほど来話ありましたように分館活動費補助金もありましたので、この活性化補助金と二本立てというようなことありまして、初年度につきましては申請団体が2団体にとどまっております。金額的には11万8,000円ほどでございます。

翌2年目の平成16年度につきましては、分館活動費補助金が廃止されたというようなことで、自治公民館活性化事業補助金の一本化になったというようなことありまして、30団体からの申請を受けまして、ほぼ補助金の満額、149万7,000円を交付してきたところでございます。

昨年ですけれども、平成17年度につきましては

は、23団体から申請を受けて114万6,000円の交付をいたしてきたところでございます。150万円の予算額でございますので、昨年度は35万4,000円ほど予算残というようなことになりまして、組み替え補正などもさせていただいて有効に使わせていただいたというようなことになりかと思っておりますけれども、本来であれば地域活性化事業補助金全額を分館事業に有効に利用いただければ趣旨に沿うのではないかと思います。

平成18年度、今年度については、ただいま申し上げましたように16団体から申請をいただいて93万4,000円ほど交付しているというような状況でございます。

○佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 それで私もこのいただきました資料、これは前にいただいたんですけども、この交付要綱というのはあるわけですが、これを見ますとこの補助金というのは自治公民館だけが対象ではないですね。補助金交付要綱の第2条で、補助金の交付対象としては次のように規定をするということになっておりまして、第2条第1項第1号では自治公民館、第2号では自治公民館で組織をしている団体、そして第3号ではその他の団体というふうになってるわけです。

これまでの利活用状況いただきましたが、平成15年度から18年度まで今、中央公民館長が言われたような実績になってるわけですが、それは申請総件数と、それから交付額の総額というふうになるわけですが、この自治公民館というふうなものだけに限った場合、この利用はどうなっているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。それぞれの年度ごとにお聞かせをお願いします。

○佐々木榮七委員長 寺島吉昭中央公民館長。

○寺島吉昭中央公民館長 今、委員から質問ありましたけれども、委員持ってる補助金の交付要

綱につきましては、3回ほど要綱の改正をしておりますので、最終的に改正したのが平成17年4月1日というふうなことです。多分委員持っていらっしゃる交付要綱については平成16年度のものかというふうに思います。

先ほど委員が申しあげましたように、補助金の交付対象は次の各号の団体とするということはありませんけれども、今現在は(3)のその他の団体は削除しておりますので、その他の団体には交付しないというようなことで、あくまでも自治公民館を対象とした補助金の交付要綱にさせていただいております。

あと実質自治公民館だけに交付した金額というようなことで、今手元に自治公民館だけの交付金額計算しておりませんので、ちょっと回答できませんけれども、交付団体につきましては自治公民館以外では地区の分館連絡協議会とか市の分館連絡協議会に交付をいたしております。ほとんどが自治公民館という状況であります。なお、自治公民館だけに交付した金額、その他の団体に交付した金額の数字については、後ほど示したいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 交付要綱変わっていたというのは、それは私もうかつでした。

ただ、同じなんですけれども、ほとんど、現実的には自治公民館だけでなく、今ほど中央公民館長から言われたように市の分館連絡協議会とか、あるいはそれぞれ地区ごとに分館連絡協議会ってあるわけですが、そういったところ、あるいは大字でくくったところの連絡協議会であるとか、そういうところがまじっています。平成16年度はNPOの団体もまじっています。そうではなくて私は、純然なといいますか、単位の自治公民館に対してどれくらいかというふうに申し上げたのですが、資料がないということですが、私ちょっと拾ってみた

んですが、先ほど公民館長から言われた実績からいうとかなりというか、何件か少ない状況になるわけです。例えば平成15年度は2つの自治公民館ですけれども、平成16年度は先ほど30件というお話がありました、実際は自治公民館は24件です。それから17年度は23件というお話ありましたけれども、自治公民館だけというのは18ということですし、今年度も16というお話ありました、現実的に自治公民館だけというふうになってるのは13自治公民館というのがこの状況なんですね。実態なんですね、見ていると。これはそういうふうにしたから、これはどうこう言うつもりもありません。

そこで、じゃあもう1点お伺いをしますけれども、市内には87の自治公民館あるということは何遍も申し上げているわけですが、この87の自治公民館のうちに平成15年度から平成18年、今年度まで、この自治公民館活性化事業補助金を受けたことがある分館はどれくらいですか。これはだれでもいいです。だれでも失礼ですかね。

○佐々木榮七委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 交付要綱は、さっき中央公民館長の方で申し上げたとおり地域活性化事業補助金交付要綱が16年に自治公民館活性化事業補助金交付要綱に変わっています。

今のご質問ですが、私もちょっと3年間で87分館のうちどのぐらいこの補助金を活用したのかなというのでちょっと拾ってみたんですけども、34分館ですね。3年間で34分館。それに3年間続けてこの補助金を受けているという分館が6館、2年間補助金を受けたというのが11館ぐらい私の計算ではあったようです。

○佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 今思いがけなく教育長から答弁いただいたんですが、私もこれ調べてみたんですよ。実際87の分館あるわけですが、15、16、17、18、4年かかってこの活性化事業

補助金を受けたのは、私は31です。31分館。35%ぐらいですね。

驚くことに、これ地区別に見るとまたびっくりするんですけど、例えば中央地区は19自治公民館があるわけですが、そのうち10がこれを活用しています。それから致芳地区は、12公民館中4つです。それから西根は19公民館あるわけですが、11、比較的頻度は高い。それから平野は、13公民館中4自治公民館。伊佐沢は、7つ公民館があるわけですが、そのうち2つです。豊田は、17自治館あるんですけど、ゼロなんです。これはちょっと大変だなというふうに思うわけです。

こういったことを見て、じゃあ、教育長、お伺いしますけれども、これ4年間やってきてどういった傾向がここからはうかがいとれるかというところはどうでしょうか。

○佐々木榮七委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 これ3月の定例会で我妻議員の方からもご指摘がありました。その折も4点ほどあったと思うんですが、まず申請手続の簡素化というような要望もありましたし、あとは申請時期の問題、これも年度初めだけではちょっと役員の交代なんかでなかなか事業計画までできないところもあるんじゃないかということで、それで2期制をしますということで検討をさせていただいて、さっき中央公民館長からあったようにいろいろ説明してきたわけですし、あとは事業申請のときに結局交付金をやらないような方向じゃなくて、交付金をやるような方向で事業のアドバイスをしたらいいんじゃないですかというようなそういう指摘もありました。あと新規事業だけでないんだめだということも、これも考えていただきたいということで、これも新規事業だけではだめですよという方向でなくて、さっきあったような総会とか、または研修会の折にこれも説明を申し上げてきたつもりです。

だからそういうところが結局ネックになっているのかなというふうにも思いますし、自治公民館そのものの規模の大小もあつたりで運営面で苦勞しているという点もあるのかなというふうにはとらえています。以上です。

○佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 そういうことを思われると思いますね。

先ほど何回受けたかというのは教育長も言われたわけですが、これも私、見てみたんですが、確かに4年あるわけです、実質4年ですけれども、それは4年全部受けたところはないんです。3年間交付を受けたというのは、私の調査では7自治館あります。2年間交付を受けたというのは12あって、1回だけというのは12、これもあるんです。私は、何でこの4年間で87もあるうち31しか利用できていないのかなというところが疑問なわけですね。同時に、利用しているところはいっぱいというか、毎年ぐらい利用しているところもある。それから2回ほど活用したところもある。だけど残念だけどほとんどのところは1回こっきり、そこで大概終わりになっているわけです。こういう状況を見て、技術的な問題だけでこの問題をとらえていいのかなというふうに言えば、私はそうでないというふうに感じているんです。そこは何でこういうふうに35%程度しか利用できない状況にあるのかかというところはどういうふうにとらえているのですかというふうなところで質問してますから、もう一度お聞かせをいただきたいと思いません。

○佐々木榮七委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 私が思うには、やっぱり自治公民館を構成する世帯数といいますか、規模です、または館長さん、主事さんが大変忙しい中、苦勞して運営してくれているわけですが、そういう方々の事業に対する熱意とか、またその地区全体のそういう自助努力といいますか、

そういうふうな面がやっぱり影響しているのかなど。さっきも言いましたけども、さっき言った我妻議員から指摘があつたような点も私は結構ネックになってるんじゃないかというふうに考えています。

○佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 これ前にいただいた87分館の一覧表なんですけど、これにずっと落としていくと大体その傾向がわかるんです。中央地区10自治館利用していると申し上げましたけれど、個別に名称を言うとまずいですが、全部世帯の多いところですよ。ほかも大体そういうことなんです。私は、結果として自治公民館活性化事業補助金を創設してきたわけだけでも、それを該当させられるのは、それなりの規模の公民館あるいは今までもある程度のことをやってきた、そういう体制がある公民館というふうに限られてきてるのでないかというふうには私は感じるのです。そういうふうなことでちょっとこの趣旨からいうと私は違うのではないかというふうに感じているわけですが、そこはどうとらえておられますか。

○佐々木榮七委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 前の自治公民館活動補助金という時代は、いわゆる平等割、戸数割、そして評価割というのは、平成14年度までは評価割というのも加味して一律に交付しておつた。でも長井市の行財政改革の方向性としては、やっぱり運営費補助的な補助金は出さない方向で進めていますので、これは公民館だけじゃなくてほかもそうなんです、やっぱり今回の自治公民館活性化事業補助金の目的にあるように、住民活動の活性化とか住民主体の活力のある社会構築を推進するような事業そのものに対して補助金を交付するという考え方は私は妥当でないかなというふうに思っています。

○佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 考え方は妥当というこ

+

とですが、本当にそうなのでしょうか。

今ほどお話あった、それでは平成14年度の時点で、当時は言われるように活動費補助金だったわけです。これの実績はどれくらいあったんですか。中央公民館長の方お聞かせください。

○佐々木榮七委員長 寺島吉昭中央公民館長。

○寺島吉昭中央公民館長 お答えします。

平成15年度まで分館活動費補助金ということで交付しておりました補助金額につきましては、240万円ほどありました。平成15年度につきましては、地域活性化が出てきたということで二本立てでしたので、分館活動費補助金については140万円という額でございます。それ以前については240万円ほどあったようです。

○佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 平成14年度の決算資料でいただきました、今回もついてますけど、成果報告書を見ますと、平成14年度の活動費補助金の該当は87分館、204万8,000円というふうになっているわけです。これから比較をすれば、今の状況、年間100万円に満たない、額にすればですね。それから実際補助金を活用するところが年々減っているという状況を比較をして見てみたらどうということが考えられるでしょうか、教育長。

○佐々木榮七委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 あくまでも運営そのものに対する補助じゃなくて、事業を通して地域コミュニティづくりをするという趣旨の補助金ですので、やっぱりそれぞれの自治公民館で何かやってる事業というか、何かがあると思うんですよ。それに対して、3月の定例議会でも我妻議員からあったように、中央公民館として、こういうことをつけ足してやればこの事業に対して補助金も交付できますよというそういう指導をしていくべきだと。そして広くこの交付金が活用されるようにしていくべきでないかなというふうに考えています。

○佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 第3点目の補助金の考え方のところにもう入ってるんですけども、私は今、教育長が言われたことが本当にそうなのかというのは、もっとちゃんとやっぱり見るべきだと思うんですよ。この議論していくと、ともすれば受けないところはそれなりの財政規模あるところだとか、やる気がないところだというふうになってしまいがちなんですけども、実際そうなのかというふうになれば、私は違うというふうに感じているわけです。

私は、もう1点、ここお伺いしますけれども、確かにこの交付要綱を見れば、新しい事業をして地域が元気になるようにというふうに書いてます。しかし、こういう趣旨の補助金というのは87ある自治公民館の実態に合ったものなのかどうなのかという検証をここで私はしなきゃいけないのではないかとこのように思うんです。そこはどうでしょうかね。

○佐々木榮七委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 自治公民館を、さっきも言いましたけども、構成している世帯ですね、これは数だけじゃなくて高齢者だけの世帯とか一人世帯とか、いろんな条件が違います。恐らく大変運営にも困っているような自治公民館があるのかもしれない。そういう実態を早急に、なぜこの交付金申請ができないというか、そのネックになってるのか、その辺を把握をして、そしてこの制度は附則にもあるように20年3月31日までですので、20年度についてはそういういろんな5年間の実績を踏まえながら検討をしていきたいというふうに思っています。ただし、事業費補助であるというそういう考え方は踏襲していきたいというふうに思っています。

○佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 把握をしていきたいと言われると困るんですけど、この間、竹田教育長の時代からこれやってるんですけども、実際

の各自治公民館の状況というのはそれぞれの成り立ち違うし、置かれている状況も違うし、世帯数も違うし、それは全部違うわけですよ。その違いに応じた補助のあり方というのは考えていけないかという話は何遍もしてきて、その都度、教育長は実態見て行ってちゃんと把握して、さっきおっしゃったようなことずっとおっしゃってきてるんですよ。だからまたここでこういう話を聞くのかなというのは私ちょっと残念だなと、こう感じました。

私は、この自治公民館の活性化事業補助金というのは、まずなかなか定着してないし、現実的にはこの利活用は減ってるというふうなこと。

もう一つ問題なのは、各自治館、自治公民館のいわゆる財政力であるとか、あるいは人の陣立てとかというふうなものがないと実際この事業やれないです。これ3分の2の補助ですから、上限10万円で、3分の1は自前で出さなければいけないですよ。そういうことが実質できないところは、これ受けられないね、絶対に、ということ。あるいは実際は、この事業の活性化事業補助金を受けられる、そういうふうになっていくというのは、それなりに陣立てや財政力や、あるいは総体でいえば余裕のある規模の大きいところしか受けられなくなってるというのがこの間申し上げたことからあぶり出されるのではないかと私は思うんです。それを単なる技術的な問題で、補助金を受けるには今までやっていた事業をちょっとバージョンアップして申請すればいいなというたぐいのことでは私は解決しないのではないかとこのように感じているんです。そこはどのようにふうに見解お持ちですか。

○佐々木榮七委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 今までの実態から見ればそういうふうな分析ができるということですので、さっきも申し上げましたけども、やっぱり本当の実態といいますか、なぜこの交付金事業に食いつかないのかどうかということをやっぱり実

態を把握したいというふうに思います。

○佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 食いつけないのですよ。申し上げてるように、食いつくにはそれなりの余裕がないとできない。そういう中身になってんだなということは少なくとも私はわかっていたきたいなというふうに思います。

本当に新たな事業を展開をするというふうなことでこの地域が元気になったり、あるいは要綱でいえば新たな事業展開を促進し、もって本市の住民活動のさらなる活性化と住民主体の活力ある地域社会の構築を推進する、こうなってるわけですけども、そういうふうになるのかというと、私は必ずしもそうではないのではないかとこのように思っています。

各地区の現状というのは、いわば一過性の何かの事業を展開をするというふうなことで一気に変わったりはしないし、力に変わったりはなかなかできないというふうに思っています。現状はこうです、教育長。小さいというふうに言われてるところも含めてですが、どこの地域であっても、やっぱり高齢化は深刻なんです。単独世帯がふえています。ほとんど女性の方です。そういう実態にあること。よって、自治公民館を構成する世帯のありようが変わってきてるということになるわけです。

そういった中で、じゃあどういう状況かといえば、新たな事業を起こしてというふうなのはまず置いて、今までその地域にあった、まず伝統的な行事、あるいは慣習としてやってきたことなどを中心にまず維持していくべというところできゅうきゅうとしてるのが私は現実だと思うんです。それも今までは若い衆も含めて公民館の活動をするというのはそれなりの体制あったけれども、それはかつてのようにはいなくなってるというところで、ただ何かとしてその地域の先輩たちがつくってきたものはとにかく残していかなければならない、続

+

けていかなければならないというふうに頑張っているのが今の圧倒的な自治公民館の姿だと私は身をもって感じているんです。

しかし、そうではあっても、残念なことに例えばお盆の期間で、長井の市内でいえば、盆の16日ではないけれども、お盆が始まればどっかで盆踊りのはやしが入りこえてきたり、そういうのがあったわけです。そういうのはしかし確実に減少しているし、そのことは逆に言えば残したいと思うけども、残す力もだんだんうせていってるといふのがこの今の状態だと、私はこう思います。

そういう中でこういう今度は新たな補助金をさっきから食いついてこいというふうに言われても、申し上げた財政力の問題とかいろいろあってなかなかそれを受けることはできないというのが私は現実の姿だと思うんです。

教育長は、それらをこれから調査をするということなのでしょうか。そういう話聞こえてきませんか、どうでしょうね。

○佐々木榮七委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 この事業の趣旨は、私は新たな新規事業だけに交付するという考え方ではないんですね。それは今年度の初めから話をしています。だから今まで継続したそういう事業、またそれぞれの自治公民館で目玉にしている事業に交付するような方向で検討はしたい。そういうことで分館長・主事研修会のとときも中央公民館長の方からもそういう話をしていると申しますし、総会でも私もあいさつの中でそういう話をさせていただきました。だから新たに何かやってくださいというそういう意図で何か交付するということは考えてはいません。

○佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 教育長、そういうふうにおっしゃいますけど、考え方わかります。だけど現状はちょっと違うんです。申し上げているのは、例えば平成18年度、今年度です、私の

地区で今までやってた盆踊りするから、それで申請をしても受けることはできると思いますね。しかし、申し上げたいのは、1回でないのよ。

1回の補助でないのよ、それは。1回の補助で済む問題でないのです。今の自治公民館を取り巻く状況というのは、もちろん新規にするとするならば新たな自己負担3分の1をもう準備してしなければならないというふうなことはありますけれども、中央公民館で言ってる、今までの事業をバージョンアップしてとかって簡単に言われますけれど、しかしそのためにはじゃあ新たなお金をどっかでつくってこななければならないですよ。バージョンアップするためにだって。今の現状は、地区費だって、それから公民館の運営費だって、これ以上上げて負担してもらうなんていうそんな状況ではないですよ。どこからそれじゃあその財源を生むなのか、これも頭を痛めなければならない話なんです。一事が万事そういう状況ですから、新たなことではなくても、今までのもいいなんて言われたって、それにはなかなか食いついていけない、そういう状況にあるというふうなことを私はわかってほしいなというふうに思うんです。それで欲しいのが、現実的に大変なんだから、今までやっていた事業をその地域の中で継続するために、もう例えばですよ、例えばの話してますからね、そういうふうなところにある程度期間を区切ってというのであっても考えられると思う。新たな展開の仕方としては、そういうものでないと私はもう実際もっていかないのではないかと心配してるんです。だからこれあつから今までのやつでもいいから申し込んでこいと言われても、なかなかそうはならないというふうに思います。

先ほどの質問の中でも言われてましたけれども、よくこういうこと言われるんですね。頑張ってる場所にはそれなりに報いなければならぬし、行政も支援すると。だけど頑張ってる

というのは、新しいことをするために頑張ってる、これは目立ちますよ。だけどそうでなくて、申し上げたように本当に世帯数も少なくなっているところも、だけれども何とかして今までやってきたことを継続させたい、残したいと思って頑張ってる人にどうやって報いるのだとか、どうやって行政が支援をするんだかというところをこれから私は考えていかなければならないと思うんです。

そのために私はぜひ検討してもらいたいというふうに思っているんですが、それは5年たってみないとだめということですか。そこからでないと検討に入らないということでしょうか。私は、もう4年やってみて、ある程度の結論は出てきたし、傾向も見えてきたと思うんですけども、少し前倒ししてというか、実態に合った形の自治公民館に対する補助のあり方というのは早目に検討される時期に来てるのではないかというふうに私は思いますけれど、そこはどうでしょう。

○佐々木榮七委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 今の要綱を変えるのは平成20年度。でもその交付対象事業の見直しをするというのは今年度でもできますし、来年度からでもできます。そういう方向で考えてはいます。

○佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 そういうことでぜひしてもらいたいと思はうんですけども、自治公民館というのは、何遍も申し上げてますけれども、行政にとってみても欠くことのできないところなんですよね。そして市民がこの行政、市のいろんな施策に触れ合うのも、一番触れ合うところがそこなんですよ。やっぱり自治公民館なんですよ。もちろん地域のコミュニティであり、集える場所でもあるわけで、とっても大切な場所だと、私はこう思っています。そういったところに活性化事業補助金というふうなものだけを据えるのではなくて、私はこの活性化事

業補助金というのは大切なことだと思います。考え方としても私も理解できます。だけどこれだけでなく、それぞれの自治公民館で本当に大変な中で頑張ってるところに補助をどういうふうにできるのかという研究を私はしていかなきゃいけない時期だというふうに重ねて言っているわけです。

当面、教育長、私は活性化事業補助金とかつての活動費補助金でいいのか、そこはわかりませんが、運営のところにもやっぱり補助できるそういうやり方をまず当面とれないだろうかと。教育長おっしゃる平成20年からどういうふうに新たなものをつくるか、それは検討いただいて結構ですが、一たんそこまで戻して、そしてよりよいものをつくっていくというふうなことではどうなのかと、私はこう思っているんです。今のままだと絶対ふえないですよ。それじゃあせつかくの趣旨が生きないし、本当にやっぱり大変なところにそれなりの補助できる仕組みを私は検討いただきたいと思います、そこはどうでしょう。

○佐々木榮七委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 運営補助金的なものをまた再度ぶり返すというふうにはやってる。これまでずっとそういうふうにして進めてきてるわけですので、さっきも申し上げたように事業費補助的な考え方でこれは進めていきたいというふうに思っていますし、ただ広く87分館全部に行き渡るかどうかというのは別としてもそういう方向で何か交付対象事業ですね、これの枠というのは、今では新規事業はというふうに位置づけているわけですが、そうじゃない方向でいろんな中央公民館の方からも指導をしながら広く行き渡るような方向の交付金ということで考えています。

○佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 そこからなかなか出ないのは私もわかりますけれども、しかし、もう

+

それではもたないという状況にあることを私はできるだけ早く知ってもらいたい。

これだけ約束してください。私は、例えば公民館の土地を高く借りてるところもある。それで負担大変になってるところもある。その公民館みたいに年間30万円も建物を借りてるところで払ってるところもある。片や市の事業で建てた公民館もある。そういうばらばらなんです。少なくとも同じような基盤の中で、基盤で活動できるということが本当の意味での補助であるべきだというふうに申し上げてきました。そのことでの答弁は、ずっと実態を見て調査してってなってきたて、何にも今ないんですよ。だからそういうことも含めて、それから構成の世帯がどういふふうに変化をして、それぞれ公民館の運営費をどれくらい地区民が納めていてというふうなものも総合的に見て、私はこれからの補助のあり方、模索をするために調査をするということだけ約束していただきたいのですが、どうですか、教育長。

○佐々木榮七委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 そういう方向での調査はしたい。ただ、将来的にそれを加味して補助金制度の抜本的な改革をするということではなくて、ただ現実的に今、高橋委員からあったようなことの調査はしたいというふうに思います。

○佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 調査をするということですから、今までは調査したいで終わって、後、報告も何にもなくていたんですが、今回は調査をするとおっしゃったわけですから、調査をして、その結果をお伝えいただくというふうなことはお願いをしておきたいとします。

財政課長に第2点についてお伺いをいたします。

この実質公債費比率については、きょうもお話が出ましたからですが、新聞報道で県内に2位って、上から2位みたいなでしたからですけ

ど、それからこの前の我妻議員に対する答弁で東北で3位、きょうは蒲生委員のあれで全国11位と、驚くばかりなわけですけれども、それだけ大変な事態なんだということは改めて認識をしなければいけない、こういうふうにも思います。

ただ、私どもは平成12年度からの公債費負担適正計画などもあって、ともすれば一般会計にずっと目を置いてきたというふうなこともあって、実質公債費比率というふうに言われても書いたものを見ても頭の中は何となくなるんだけど、実質じゃあどうなのかというところは正直私もわかんないところいっぱいあります。

きょう財政課長にこの実質公債比率ということでペーパーをいただきましたから、具体的にその内容についてお聞かせをいただければとまず思いますけれど、私、聞きたいのは、平成17年度ベースでいえば、例えば上下水道事業であるとか、あるいは農業集落排水事業であるとかというところに一般会計から繰り出しをしてるわけですね。その繰出額というのは、この決算状況、決算カード見れば、例えば上水道には2,337万4,000円、あるいは公共下水道には7億130万円、農業集落排水には1億37万2,000円などという繰り出しをしてるわけです。病院事業には4億4,566万2,000円、それから置広はちょっとここでは出てこないんですが、西置賜行政組合は5億7,700万円という繰り出しをしてるわけですね。その中で実質公債費というふうなところには、いわゆるその会計で持っている償還ですね、公債費の償還に当たる部分が何%というふうになってるんだと思いますけれど、それなら大体どういう割合でなってるのかを含めてお聞かせをいただきたいというのが一つです。

もう一つは、もう時間もないので恐縮ですけど、これからじゃあどうするのだというところが必ず出てくると思うんです。そこはまだ計画、先ほどの話ですと来年の2月まで新たな計画をつくらなきゃいけないというお話でしたが、

どういふところがポイントになるのか、どういふところで例えば内部のすり合わせが必要になってくるのかいふふうなところを含めてお聞かせをいただきたい。

○佐々木榮七委員長 松本 弘財政課長。

○松本 弘財政課長 お答えします。

まず、委員長に許可をいただきまして事前に資料をお配りしておりますので、その資料に基づいて簡単に実質公債費比率についてご説明をしたいと思ひます。

算式の下欄でございますけれども、要素としまして①から⑧までの8つの要素がございます。これは総務省で示してる中身につきましては1から13ということで13ほどの項目があるのですが、できるだけ簡単にわかりやすくまとめるために、その13項目を8項目まで詰めさせていただいたものでございます。

丸印の下に書いてある項目をそれぞれ丸印の数値ということで置きかえて計算式に当てはめますと、①から⑤まで足した金額から⑥の金額を差し引いたものを分子として、⑦、⑧の金額から⑥の金額を差し引いたものが実質公債費比率の単年度分ということになります。通常は百分率を用いてあらわします。

その結果、長井市の単年度ごとの数値を見ますと、平成15年度は29.1%、16年度は27.9%、17年度は26.1%ということで、この3カ年間を平均いたしますと27.7%ということで報道されている数値になるものでございます。

その③の内訳、④の内訳が委員のご質問の中身になるわけですが、③の公営企業に要する経費のうち地方債の償還の財源に充てられたと認められる繰入金の中身でございますが、これにつきましては一般質問の中で我妻議員のご質問の中でも申し上げましたように、一般会計から公営企業に対する繰り出しにつきましては、公営企業法であるとか、あるいは課長の通知によりまして繰出基準というものが設定されてお

ります。その繰出基準に対する繰出額を拾っていくということになるわけですが、長井市の場合、必ずしもその繰出基準に基づいた金額だけで足りているわけではございません。したがって、それぞれの繰出基準に基づいて一たんは一般会計から繰り出した金額を割り振るわけでございますけれども、さらに不足する部分を充当していくという格好になりますから、一概に何割ということにはなりませんので、ご理解をいただきたいと思ひます。

あと病院につきましても今申し上げたとおりでございます。

それから行政組合の方の西置賜行政組合と置賜広域行政事務組合の部分につきましては、純然たる公債費に対する部分として長井市が負担してる部分でございます。

次に、この対応のお話でありますけれども、まず先ほども蒲生委員の質問に対しまして私の方からお答えをさせていただきましたが、もともと長井市の場合には過去に集中的な建設事業を実施しておりますが、その結果として公債費が増嵩傾向にあったということになります。ただ、この間、平成12年からまた別のお話になりますが、それ以前は繰り上げ償還などの具体的な対策を講じてこなかったということで、どんどんどんどん公債費が高くなっていくという傾向にあったわけです。

これではいかんということで、1回、平成11年に公的資金の借りかえを行ったという経過があるわけでございます。その結果、一たんその時点でのピーク、平成11年度を何とか乗り切りましたけれども、そのピークがご存じのとおり15、16年度の方に移ってきたということになったわけでございます。

この15、16年度のピークを乗り切るために平成12年からいろいろと対策を講じてきて、公債費負担適正化計画であるとか13年度の財政計画などによって何とかこのピーク時の15、16年度

+

を乗り切ろうということでやってきたことになりませんが、結果として平成15年度から17年度、一番高いところのお話になってきますので、先ほども言いましたように公債費関係についての指数は軒並みここが一番高くなっています。これをベースとした今回の実質公債費比率ですので、言ってみれば高くなって当然という結果になったものでございます。

この対応のお話でございますけれども、大きくは私個人的には4つぐらい考えられると思っています。

1つは、年度間の財源調整の部分、先ほどもお話ありましたけれども、これを活用した繰り上げ償還であるとか、あるいは行財政改革の効果額を財源とする繰り上げ償還、これが1つです。

2つ目といたしましては、新発債の抑制。これは今までもやってきておりますけれども、建設事業費を調整しながら新規に発行する市債の抑制ということになるだろうと思います。

3つ目が、公営企業に対する繰出金の削減です。この公営企業に対する繰出金の削減につきましては、先ほども申し上げておりますけれども、繰出基準額どおりであれば本来いいわけですが、必ずしもそうっていないということですので、公営企業側からすれば独立採算制にかかわる経営努力をとにかくやっていただかなければならないということになるわけです。これをやるには何をやるかということになるわけですが、当然のことながら使用料、負担金の見直しであるとか、あるいはこれも先ほど来話が出ておりましたけれども、農集関係の加入率の引き上げであるとか、こういったことに力を入れていただいで、一般会計からの繰出額を削減していくということになるだろうと思います。

4つ目としては、これは繰り上げ償還ほどの効果は期待できないと思っておりますけれども、元利償還補助ということで債務負担行為を設定しているものがありますが、これを前倒しできない

かということを検討してみる必要があるだろうと思います。言ってみれば繰り上げ償還と同じような中身になるだろうと思いますけれども、これを何とかできないかということを検討してみなければならぬということだと思っておりますが、いずれにしても先ほど申し上げましたように来年の2月までということになりますので、その間これらのことを総合的に勘案しながら関係各課なりと協議をして具体的な作業を進めてまいりたいと思っておりますのでございます。以上です。

○佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 総務省の考え方は、端的にこれを示すことで財政の破綻の未然防止策をとるのだというふうにしているわけです。そういう意味では財政課長言われる、これは6月で佐々木謙二議員の質問にも答えておられましたけれど、新発債、新たな起債の発行を基準財政需要額、標準財政規模ですかね、の1割ぐらいにおさめるというやり方は、これ妥当だというふうに思います。

しかし、実際これからまちづくりを進める上で、これはもうやりましょう、これはもうこれから5年間でスタートしましょうとか、いろいろやってるわけですね。そういう中でこれからは取捨選択というか、やっぱりその数値かなり重いですから、下げるためにはそれなりの選択をといえますか、精選をしていかなきゃならない時期になってるんだと思います。

私は、そういう意味では大変な作業だなというふうに思いますけれど、ぜひ私、思っているのは、住民負担、使用料とか負担増とあって、そういう負担金の増とかというふうなところでの住民負担なるべくかぶせない方法でということでは意を持ってもらいたいし、場合によってはこのまちづくりの計画、総体の計画そのものをもう一回見詰め直していくことも、これはあり得るということになるんだと思いますが、そ

の際も慎重を期してもらいたいというふうには私は思ってるんですが、進め方としてそのことはどうお考えか、お聞かせいただきたいと思いません。

○佐々木榮七委員長 松本 弘財政課長。

○松本 弘財政課長 ただいまあったことについてはごもっともだというふうには思いますけども、ただ、まちづくりをやる場合であっても財源が必ず必要になってくるわけです。平成18年度においては、平成16年度の起債制限比率20%以下であれば起債は許可しますという一定の方針は出されていますけども、19年度も果たしてそうなのだという事にはなっていないわけです。そうすると財源が調達できなければ必然的にそういった見直しは当然出てこなければならぬということになるわけですし、受益者負担のお話でありますけども、従来から私、申し上げておりますけども、新税などを創設するよりは、私個人の考え方として、むしろ適正な受益者負担をお願いすべきだというふうに思っていますが、その辺のところは総体的に考えながら、それぞれ調整しながら進めていかなければならないことだというふうに思っております。

○佐々木榮七委員長 以上で通告による総括質疑は終わりました。

これより細部審査に入ります。

なお、質疑に当たっては、答弁者並びにページ数をお示しの上お願いいたします。

認第1号 平成17年度長井市歳入歳出決算認定についての質疑

○佐々木榮七委員長 それでは、認第1号 平成17年度長井市歳入歳出決算認定についての一般会計の歳入から順次質疑を行います。

まず、認第1号の一般会計の歳入全部につい

て質疑を行います。事項別明細書の27ページから52ページまでであります。ご質疑ございませんか。

17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 45ページのレインボープランコンポストの売り払い収入について、ここは企画調整課長になりますか、お尋ねいたします。成果報告書の12ページに詳しく書いてあるわけなんですけれども、売り払い収入これだけというふうになりますけれども、私は中央地区内でないですから、外れてるんですね。成果報告の中というのは、これでいくと生ごみの処理が1,042トン、畜ふん444トン、こういうふうにもみからも記載なってますね。この重さ分というのは、本来ほかの市町では袋に入れて焼却に回ってる部分だと思うんですね。そういうところを換算したもんじゃないんですか。この分を、例えば1袋3キロなら3キロって計算すればこれぐらいになるよと。成果報告というのは、本来やっぱりそういうふうにするべきでないかなというふうに思うんですね。換算の仕方をして、そうでないと金かけた割合には実績報告の220万円しかないんでないかというふうにしかならないと思うんですね。私らにとってはこの分が入る分を袋を買ってごみの分を出すんですね。そういう意味ではあまねく公平に中央地区の皆さんも享受してるんだと思いますから、この部分はね、そういうふうにごみを少なくしていくというのは最も目標とすべきところだと思いますけども、そういうふうな成果というのは考えたことがないですか。

○佐々木榮七委員長 松木幸嗣企画調整課長。

○松木幸嗣企画調整課長 一つは、ごみを少なくしていくというご指摘があったと思います。そちらの減量化については、古いデータであります。平成8年、スタートした時分とその前というようなことで1,000トンほどですか、生ごみについては燃えるごみ、生活系のやつが減っ

+